

議員定数の推移

○ 任期：平成 13 年 5 月～平成 15 年 4 月末

合併：H13.5.1		H15.1	⇒H15.4 一般選挙
議員定数 101	特例定数： <u>101人</u> 法定定数：64人	(条例定数：64人) ※ 定数条例施行：次回一般選挙より適用	

○ 任期：平成 15 年 5 月～平成 19 年 4 月末

H15.5		H17.4 岩槻区増員選挙	⇒H19.4 一般選挙
議員定数 64→71	条例定数： <u>64人</u>	特例定数： <u>71人</u> 条例定数：64人	

○ 任期：平成 19 年 5 月～平成 23 年 4 月末

H19.5		H20.10	⇒H23.4 一般選挙
議員定数 64	合併特例期間終了 条例定数： <u>64人</u>	(条例定数：60人) ※ 定数条例一部改正施行 次回一般選挙より適用	

○ 任期：平成 23 年 5 月～平成 27 年 4 月末

H23.5		H23.8	⇒H27.4 一般選挙
議員定数 60	条例定数： <u>60人</u>	・ 地方自治法改正により議員定数の上限撤廃 ・ H25.2 議会の在り方に関する調査会から 定数 60 人は妥当の報告	

○ 任期：平成 27 年 5 月～平成 31 年 4 月末

H27.5		⇒H31.4 一般選挙
議員定数 60	条例定数： <u>60人</u>	

○ 任期：令和 元年 5 月～令和 5 年 4 月末

H31.5		～R4.7 現在
議員定数 60	条例定数： <u>60人</u>	